

生物多様性地域戦略の 策定への期待

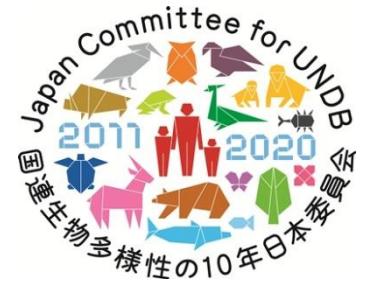
環境省自然環境局
自然環境計画課長

亀澤 玲治



地球のいのち、つないでいこう

生物多様性



本日の内容



はじめに (生物多様性地域戦略とは)

1. 生物多様性国家戦略
2. 生物多様性地域戦略
3. 地域戦略はどのように策定されたか



おわりに (地域戦略策定への期待)

はじめに（生物多様性地域戦略とは）

生物多様性基本法(H20年6月施行)

○第13条第1項

「都道府県及び市町村は、**生物多様性国家戦略を基本として**(中略)
生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画
(生物多様性地域戦略)を定めるよう努めなければならない」



生物多様性地域戦略

<策定事項 >

- ① 生物多様性地域戦略の対象区域
- ② 生物多様性の保全及び持続可能利用に関する目標
- ③ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し、
総合的かつ計画的に講すべき施策
- ④ その他必要な事項

1. 生物多様性国家戦略

- 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画
- 生物多様性条約第6条及び
生物多様性基本法第11条に基づき策定

1993(平成5年) **生物多様性条約**

1995(平成7年) **生物多様性国家戦略**

2002(平成14年) **新生物多様性国家戦略**

2007(平成19年) **第三次生物多様性国家戦略**

2008(平成20年) **生物多様性基本法**

2010(平成22年) **生物多様性国家戦略2010**

2010(平成22年) **生物多様性条約第10回締約国会議**
(COP10:愛知県名古屋市)

2012(平成24年) **生物多様性国家戦略2012–2020**

生物多様性国家戦略2012–2020

COP10で採択された新たな世界目標（愛知目標）

- 長期目標（2050年）【Vision】
「自然と共生する」世界の実現
- 短期目標（2020年）【Mission】
生物多様性の損失を止めるために
効果的かつ緊急な行動を実施
- 20の個別目標（愛知目標）【Target】



「生物多様性国家戦略2012–2020」

愛知目標の達成に向けた
わが国のロードマップとしての役割

東日本大震災の経験を踏まえた
人と自然との豊かな関係の再構築
今後の自然共生社会のあり方の提示



<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15758>

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/initiatives/index.html>

2. 生物多様性地域戦略

生物多様性基本法(H20年6月施行)

- 第13条第1項（前述）

生物多様性条約COP9(H19年5月)

都市及び地方自治体の参画促進決議

生物多様性国家戦略

2012–2020

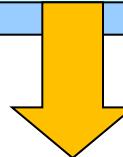
(H24年9月28日 閣議決定)

- 具体的施策

策定自治体数

【現状】 17道県 (H24年3月)

【目標】 47都道府県 (H32年)



○生物多様性地域戦略策定の手引き

(H21年9月策定、H22年5月一部修正、現在改定作業中)

○地域生物多様性保全活動支援事業

【計画策定の委託：国費10／10】(H22～)



生物多様性地域戦略策定の手引き



平成21年9月策定、平成22年5月一部修正

※現在、改定作業中

【手引きの目的】

都道府県・市町村が生物多様性地域戦略を策定する際に必要となる基本的な情報を示すことを通じて地域戦略の策定を推進し、各地域の自然的・社会的条件に応じた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進すること

【内 容】

第1部：生物多様性地域戦略の必要性

第2部：戦略の策定・推進・進行管理の全体像

第3部：戦略の策定過程等における参加・連携等の手法

第4部：戦略の内容検討及び推進・進行管理の手法

参考資料：関係法令、策定事例等

【改定のポイント】

- ・既存事例からのフィードバック
- ・策定作業の具体的な内容を紹介

生物多様性地域戦略策定の手引き

平成22年5月
環境省

ダウンロード：<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/local/guide/index.html>

2013年3月10日 シンポジウム 生物多様性を活かした地域づくりの今 ※無断転載禁止



地域生物多様性保全活動支援事業 (H22~)



国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存



野生鳥獣の保護管理



外来生物対策



重要地域の保全・再生



地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の推進

生物多様性保全計画策定事業
(委託費：国費10／10)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等(生物多様性地域戦略を含む)の策定



地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等の策定主体

地域生物多様性保全実証事業
(委託費：国費10／10)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等に位置づけられた活動



地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等に位置づけられた実施主体

生物多様性保全推進支援事業
(交付金：国費1／2以内)

地域の多様な主体の連携・協働による地域の生物多様性保全・再生活動



地域住民、NGO・NPO、事業者、地方公共団体などにより構成される地域生物多様性協議会

生物多様性地域戦略－策定状況－

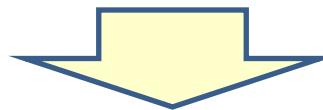
(平成25年2月末現在)

平成19年	3月	滋賀県
平成20年	3月	埼玉県、千葉県
	5月	生物多様性基本法
平成21年	2月	滋賀県(追加)
	3月	生物多様性国家戦略2010
	3月	愛知県、兵庫県、長崎県
平成22年	3月	名古屋市、千葉県流山市、岐阜県高山市
	支 援 事 業	
	7月	北海道
	9月	栃木県
	10月	COP10(愛知県)
	11月	北九州市
平成23年	2月	熊本県、神戸市
	3月	福島県、石川県、大分県、さいたま市、
	4月	千葉県柏市、大阪府和泉市、兵庫県明石市
	7月	岐阜県
	10月	佐賀県
	11月	静岡市
	12月	愛媛県
平成24年	1月	愛知県岡崎市
	2月	長野県
	3月	三重県、新潟市、北海道黒松内町、北海道礼文町、東京都大田区、
		滋賀県高島市、兵庫県西宮市、兵庫県宝塚市
	5月	東京都、福岡市
	6月	新潟県佐渡市
	9月	生物多様性国家戦略 2012-2020
	11月	東京都葛飾区

3. 地域戦略はどのように策定されたか

地域戦略の取組状況 (2013年2月末)

	策定済み	策定中	検討中等	自治体総数
都道府県	18	20(+2)	5(+11)	47
政令指定都市	8	5	7	20
市区町村	14	28	約20	1722
合 計	40	53		1789



※()は改定

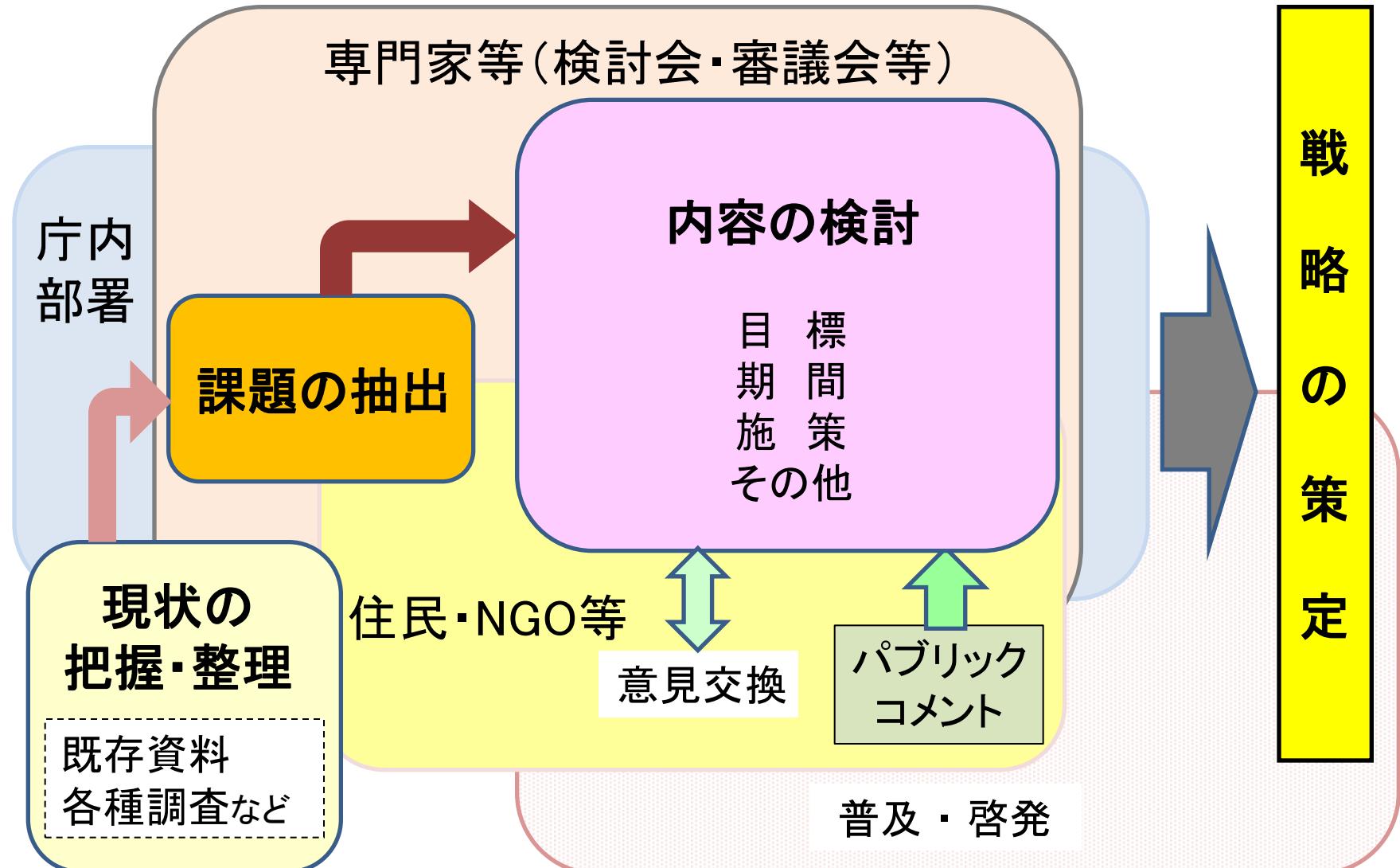
◆改定について、作業中(愛知県、兵庫県)

25年度から着手予定(北海道、滋賀県、長崎県)

◆環境基本計画の中に地域戦略を位置付けている例もある

(佐賀県、東京都大田区など)

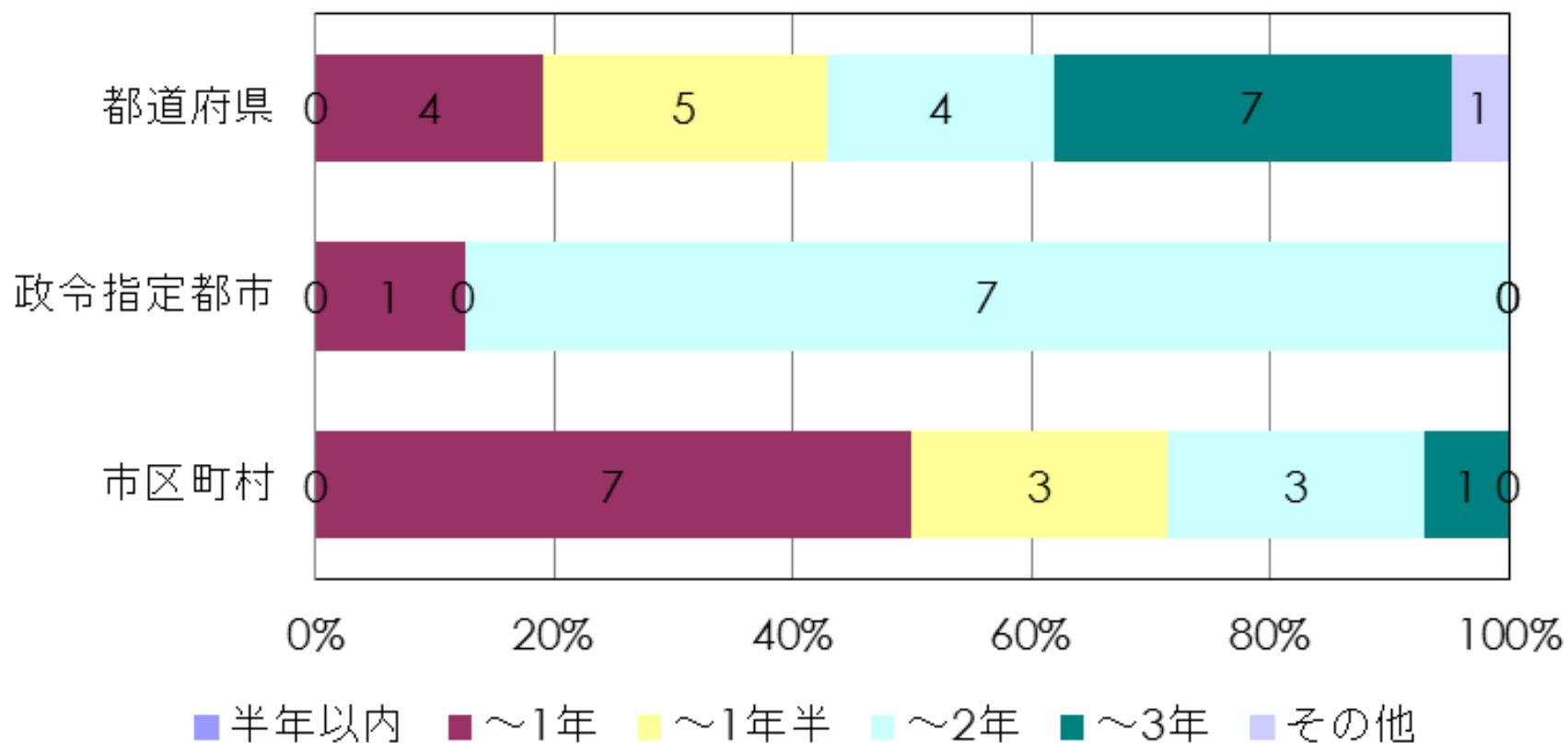
策定までの流れ(一般的なパターン)



策定に要した期間

戦略づくりにばかり時間をとられていられない！

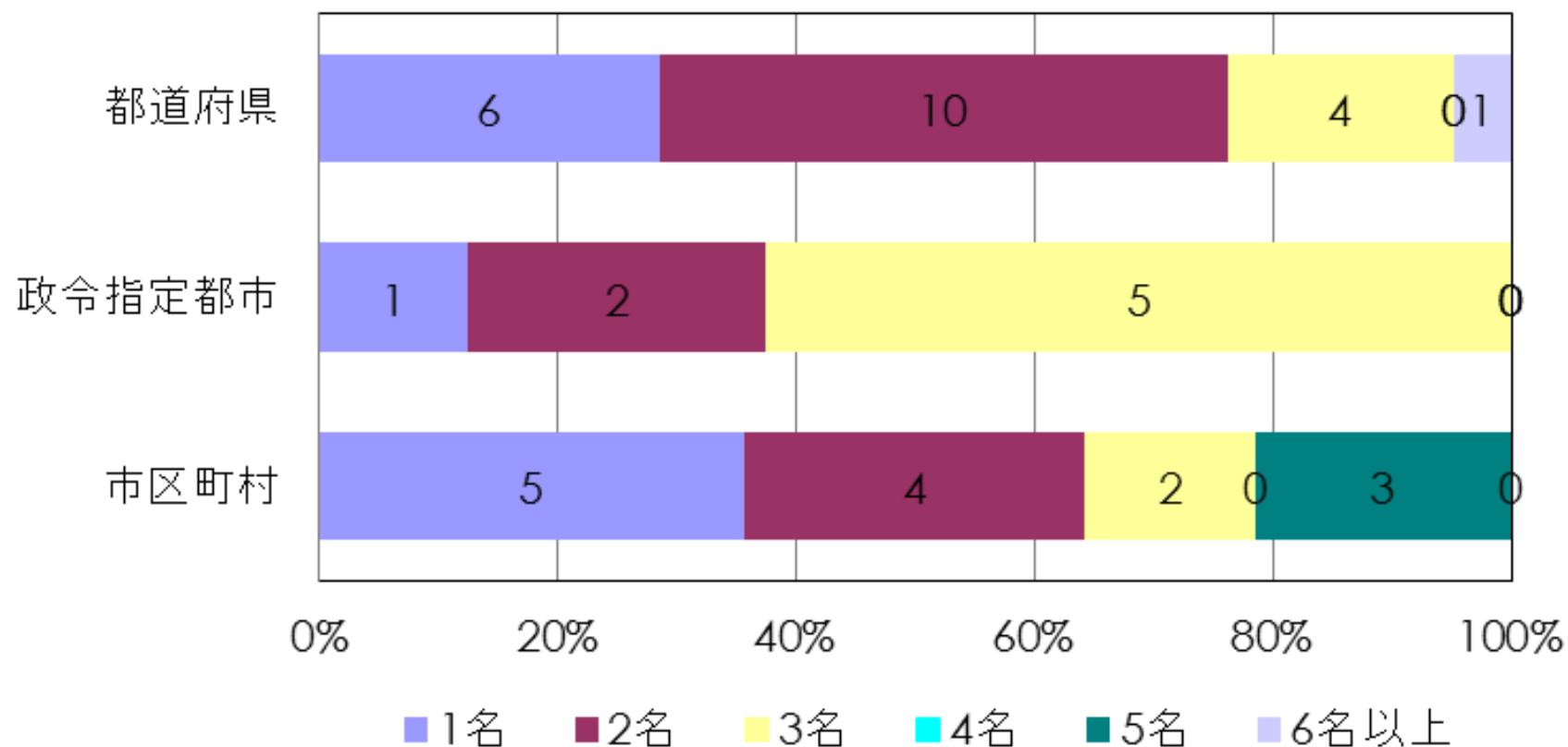
策定に要した期間



策定の体制（1）

スタッフがない！

策定に従事した職員数

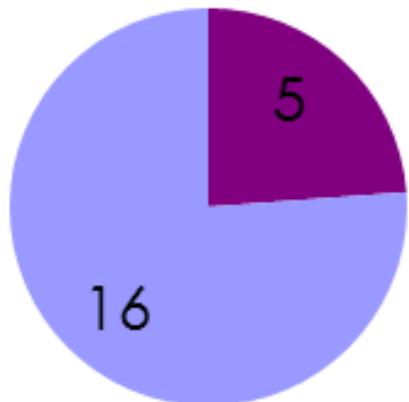


策定の体制 (2)

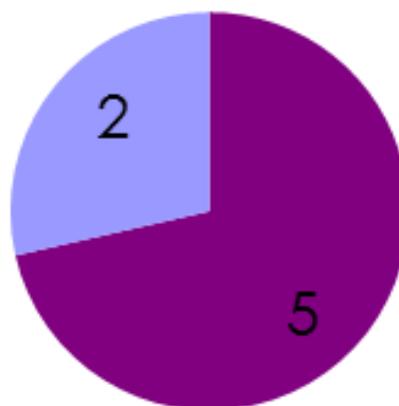
→ 外部機関などとの連携・活用

【委託の活用】

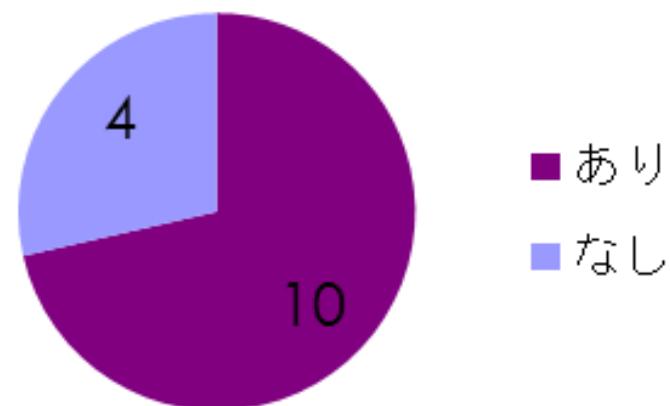
都道府県



政令指定都市



市区町村



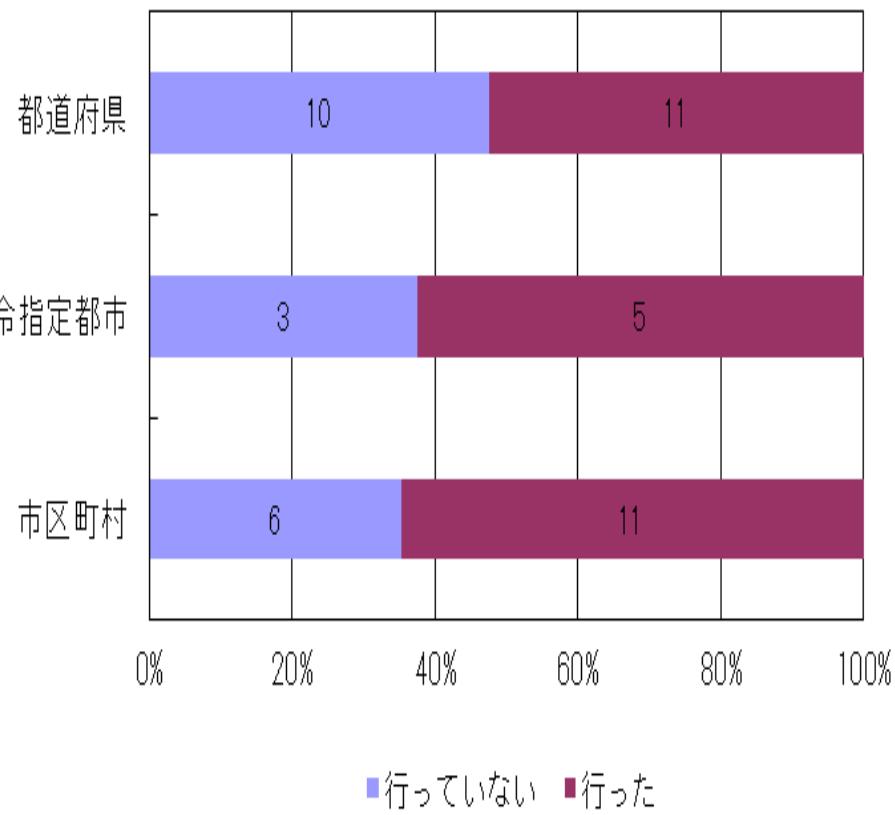
【NGO等との協働】

- 普及・啓発活動(フォーラム等)の共催
- 生物相等の調査(調査の実施や資料の提供)

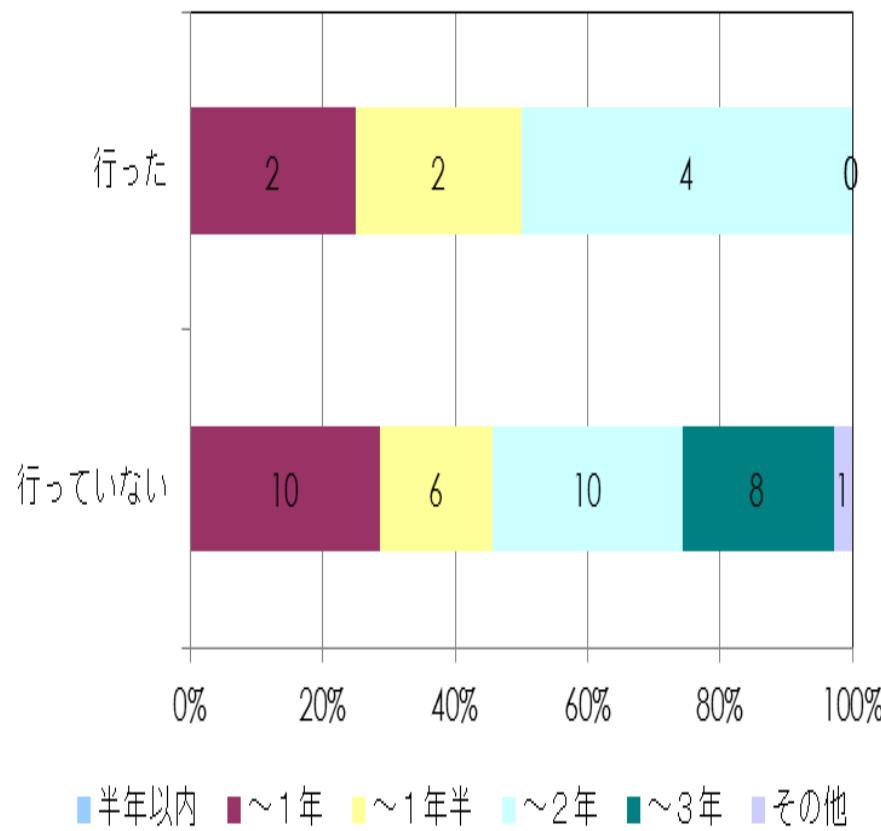
どんなことを行ったか

現状と課題の整理に生物相調査は必須か？

戦略策定のための新たな調査



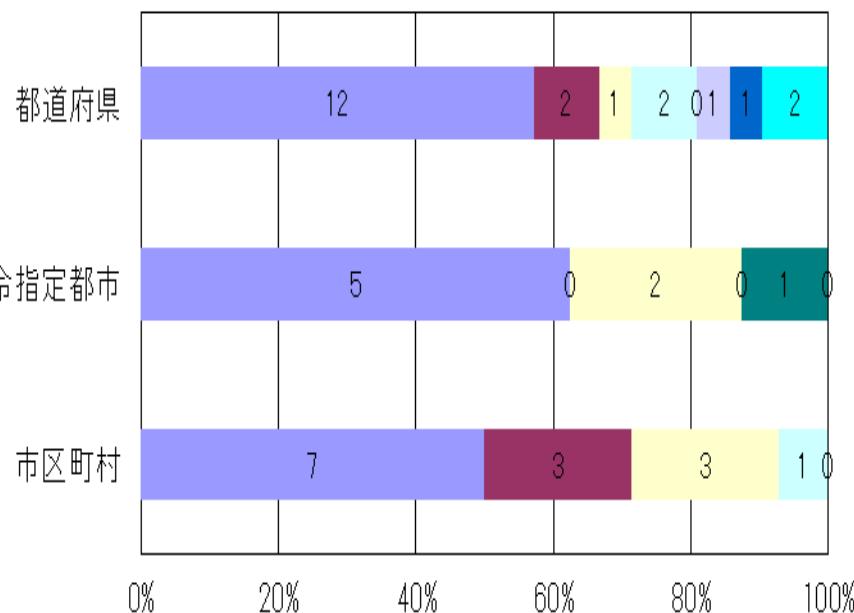
生物相調査の実施と戦略策定に要した期間



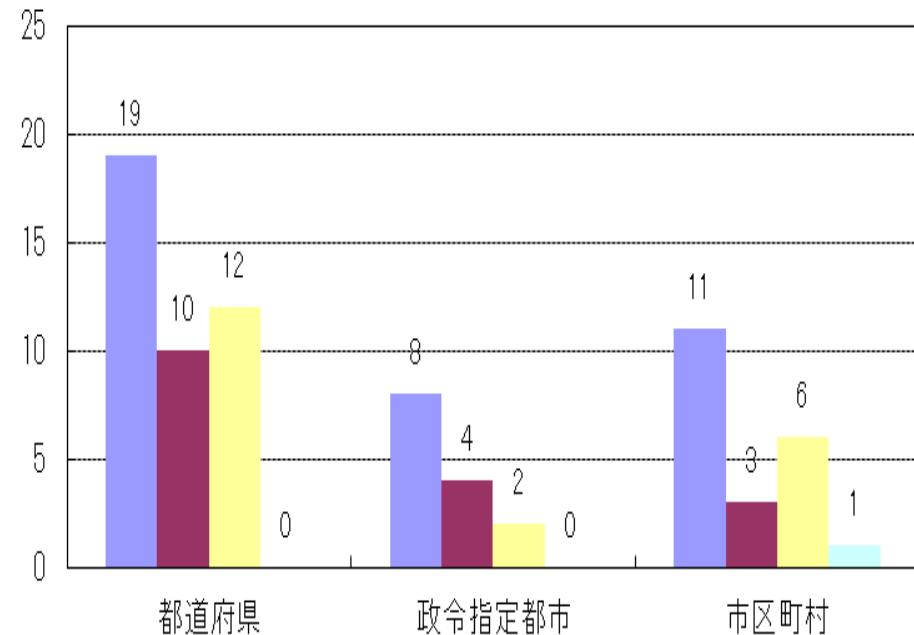
多様な主体の参画

パブリックコメントだけか？

説明会等の実施状況



自然保護団体等の参加



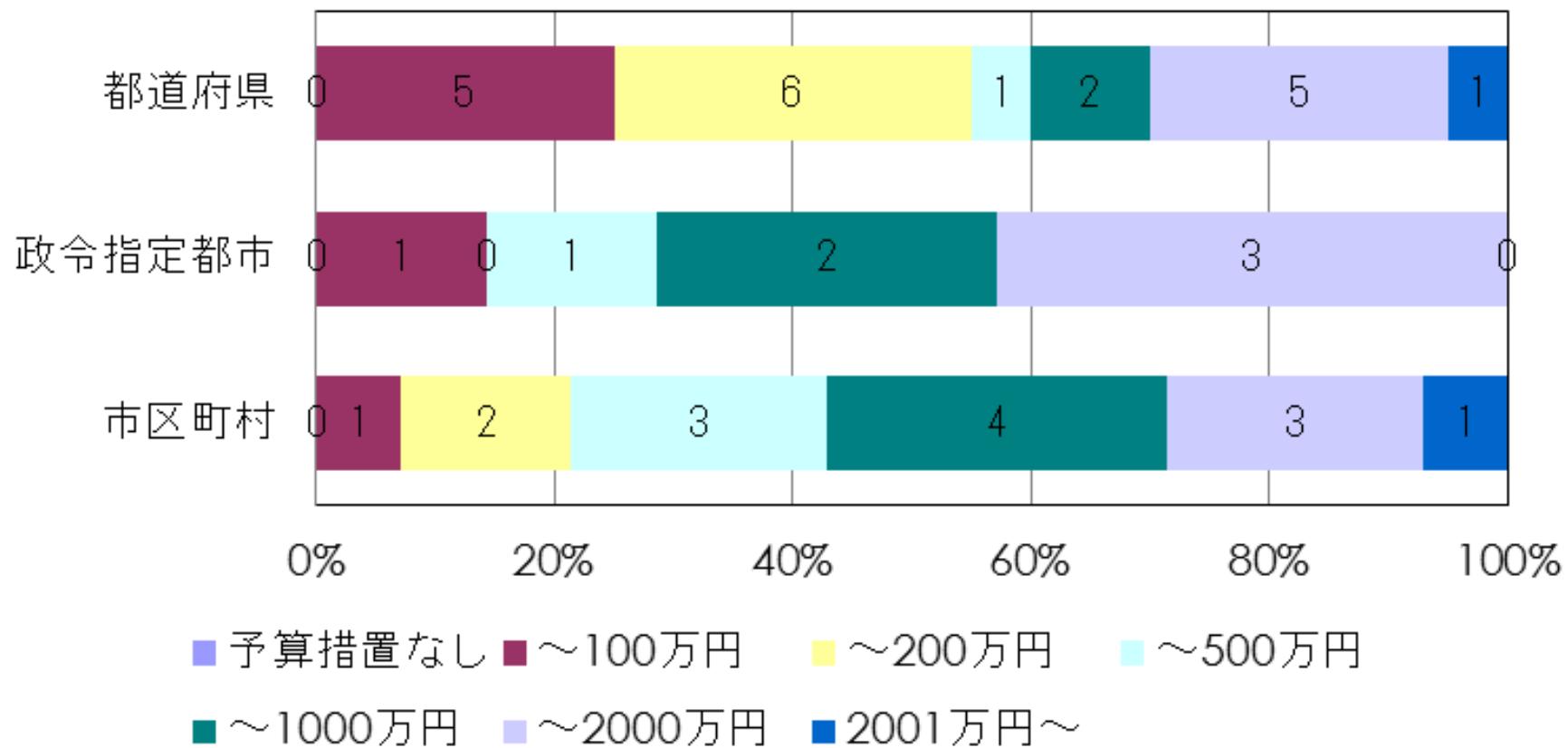
■なし ■1回 ■2回 ■3回 ■~5回 ■~10回 ■~20回 ■21回~

■審議会等の委員 ■直接意見交換 ■一般の説明会など ■特にない

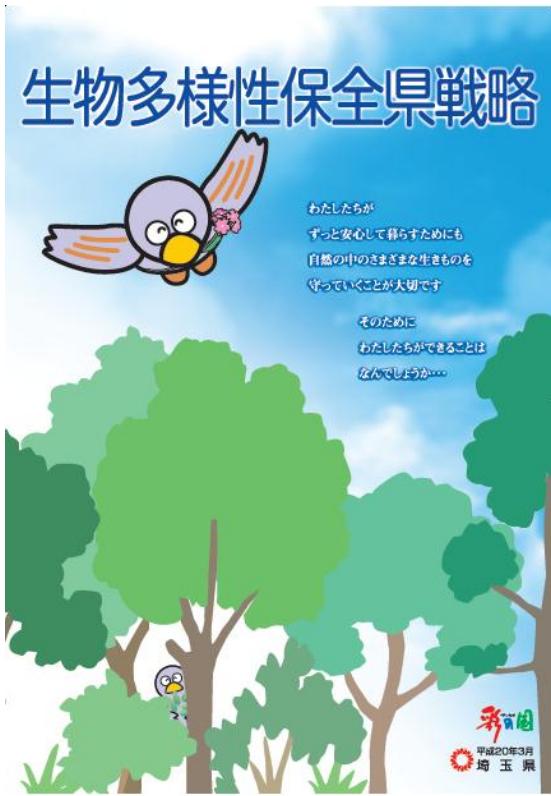
策定に要する経費

予算がないとできないか？

策定に要した費用（総額）



生物多様性地域戦略の策定事例・1　－埼玉県－



家庭、事業所等での取組可能な事例を紹介

生物多様性保全県戦略

(3)工場、事業所での取組

①事業所の緑化

事業所とは、スーパー・ショッピングセンター、運送会社の配送センター、会社の事務所、公共施設などをいいます。

このような場所では、小さな街は別にして、普通、周囲に樹木などが植えられていると思いますが、その木をよく見てみましょう。大部分が移入種や園芸品種ではないでしょうか。

②生物多様性への配慮

工場や事業所も家庭での取組と同じように、在来種を可能なかぎり植えるようにします。

工場や事業所の多くは、一般的な家庭よりも面積があるので、さらに、効果的な取組を行うことも可能となります。

工場などでは、植木や芝が植えられている場所を緑地と呼びますが、緑地を可能なかぎり一か所にまとめて難民林に生えているような木を植えます。

高くなる木だけでなく、ヤマツツジやララサキシキなどの低木と呼ばれている木を植えたり、地面に草が生えるようにしておくことひとつの方針です。まとまつ緑地が広ければ広いほど、いろいろな動物や植物が見られるようになります。

駐車場に少しでも木を植えたり、洪水調整池が設けられている場合は、野生生物が生息・生育できる空間いわゆるビオトープに配慮した地に改造し、緑地につなげましょう。

図8 工場緑化の例

←指標生物の一部

ポンチ絵を多用してわかりやすく取組イメージを紹介

生物多様性の保全に向けての基本考え方

コンクリートブロック造りの池

●池底は、池底によって水位が大幅に変動することから、水際は植物の生育が困難となります。このため、浮島やいりばを浮べたり、杭を多数打ち込んだりして、生物が定着できる場所を少しでも増やします。

沈水植物育成用の浮島

●沈水は、目的とする植物により替える。浮きすぎる場合は、玉石などで調節する。

混合型の浮島

●生育を目的とする植物に合わせて、沈める深さは調整できるようにします。

●浮力が大きすぎるときは、石などを載せて調整します。

●浮島などの下に伸びた根は、高等などの離れ場所、廻廊、産卵場所などになりますが、ソウギョが生息している所では、食られないよう会員などで遮ります。また、根の替わりになるようなものを利用しておく方法もあります。

2013年3月10日 シンポジウム

生物多様性を活かした地域づくりの今 ※無断転載禁止

生物多様性地域戦略の策定事例・2 －明石市－



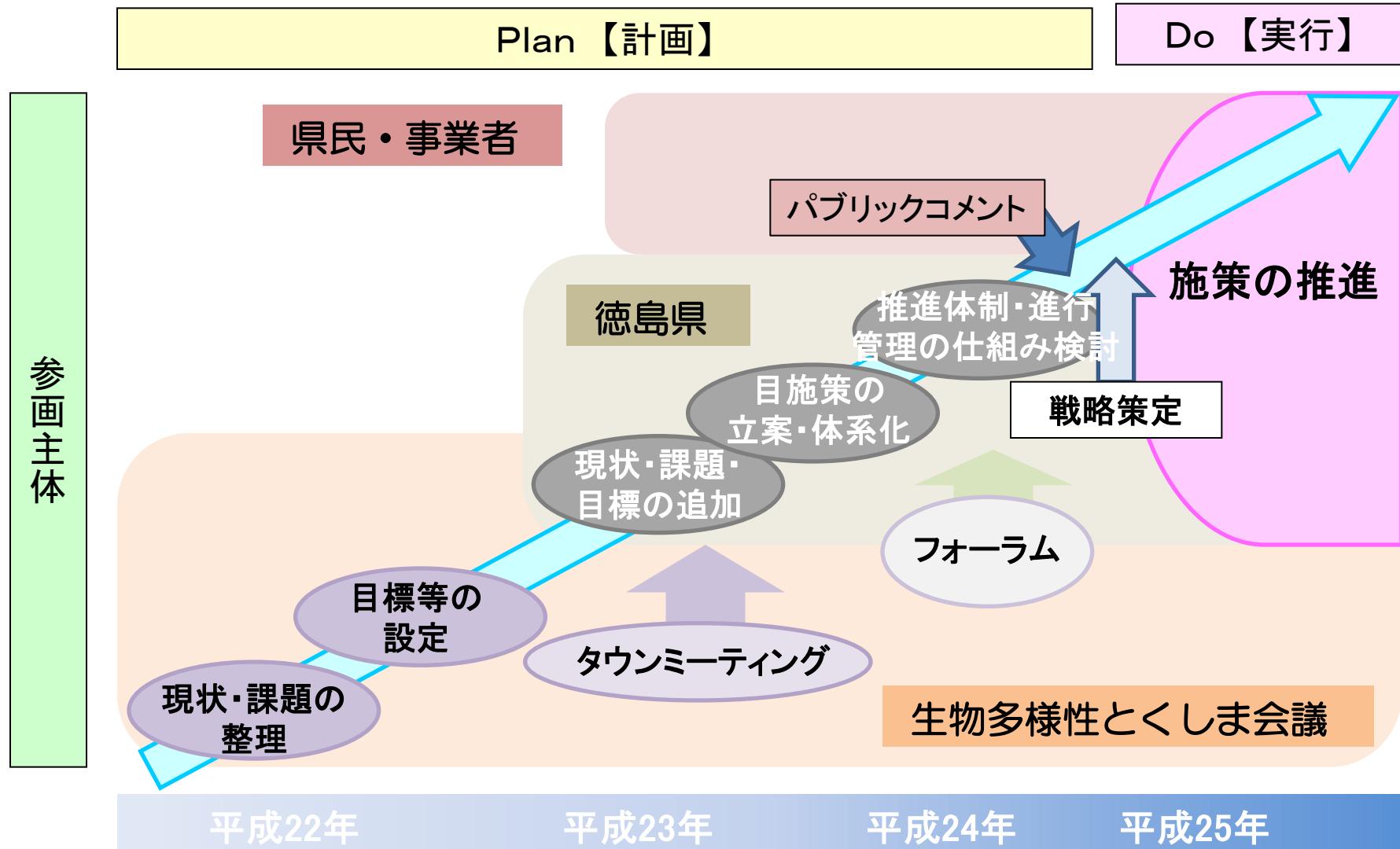
- ・水と緑でつなぐ命のネットワークづくりを推進
- ・まとまりのある自然を拠点として選定
- ・地域別に具体的な取組を整理
- ・初期・中期・最終の段階を踏んだ目標設定
(進捗状況に応じた見直しを実施)



2013年3月10日 シンポジウム
生物多様性を活かした地域づくりの今 ※無断転載禁止

生物多様性地域戦略の策定事例・3 －徳島県－

～市民参加による地域戦略の策定～



おわりに（地域戦略策定への期待）

地域戦略の策定に向けたハードルは高くない

体制：担当職員は2名程度が多い

費用：1,000万円以下が過半数（国費10/10の支援あり）

期間：1年半～2年程度

市民・NGO等の参画：早い段階からの協働

地域における機運の醸成

地域戦略の策定

魅力あふれる地域の発展

自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会

ご静聴、ありがとうございました



タヨちゃんサトくんとながまたち
UNDB-J キャラクター応援団 ©環境省

地球のいのち、つないでいこう